

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 4月の主な成立法令一覧
3. 4月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成17年7月14日 判タ1189号163頁
平成15年（受）第1284号 損害賠償請求事件，破棄差戻
→法務速報51号7番にて紹介済み。

(2) 最二判平成17年7月22日 判タ1189号173頁
平成16年（受）第443号 親子関係不存在確認等，相続回復，土地所有権確認等請求事件（破棄差戻）
→法務速報52号8番にて紹介済み。

(3) 最二判平成17年11月21日 判時1919号157頁
平成16年（受）1434号，損害賠償請求事件
→法務速報第56号3番にて紹介済み。

(4) 最一判平成18年3月23日 最高HP
平成15（受）1886 工作物撤去等請求事件（破棄差戻）

原告が、本件道路が建築基準法42条2項所定のいわゆるみなし道路であると主張して、通行の自由権（人格権的権利）に基づく妨害排除請求として、被告に対し、本件土地に被告らが設置したタイヤ止め、ブロック塀等の工作物の撤去を求めたところ、被告らは、本件道路はみなし道路であるとの原告の主張を争っている事案において、被告が同土地がみなし道路であることを否定することは信義則上許されないとして原告の請求を棄却した原判決を破棄差し戻した事例。

（理由）

建築基準法が接道義務を定めた趣旨は、建物を建築しようとする者に対し、当該建物に係る避難、通行又は防火上の安全等を確保し、ひいては、その周辺に存する建物やその居住者の安全等にも寄与することにあるところ、被告は、被告土地に自宅建物を建築するに際し、本件道路が2項道路であることを前提に法43条1項の接道義務を満たすものとして建築確認を得、本件土地に幅員4mの道路を開設したというのであるから、上記の法の趣旨に照らせば、本件土地を含む本件道路は、被上告人らの上記建物のみならず、その周辺に存する建物やその居住者の安全等にも寄与することが求められている。しかも、被上告人らは、平成6年以降、5年以上にわたって本件道路が2項道路であることを前提に建物を所有してきたことに加え、本件土地は公衆用道路として非課税とされていることをも考慮すると、被告らが、現に建物を所有しながら本件道路が2項道路であることを否定することは、本件道路周辺の建物所有者等との関係において著しく正義に反する。

(5) 最三判平成18年3月28日 最高HP
平成17（受）1751損害賠償等請求事件（棄却）

自家用自動車総合保険契約の記名被保険者の子が、胎児であった時に発生した交通事故により出生後に傷害を生じ、その結果、後遺障害が残存した場合には、「記名被保険者の同居の親族」に生じた傷害及び後遺障害に準ずるものとして、同契約の無保険車傷害条項に基づいて保険金の請求をすることができる。

（理由）

民法721条により、胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなされるから、胎児である間に受けた不法行為によって出生後に傷害が生じ、後遺障害が残存した場合には、それらによる損害については、加害者に対して損害賠償請求をすることができる。と解される。

本件保険約款の定めによると、無保険車傷害条項に基づいて支払われる保険金は、法律上損害賠償の請求権があるが、相手自動車が無保険自動車であって、十分な損害のてん補を受けることができないおそれがある場合に支払われるものであって、賠償義務者に代わって損害をてん補するという性格を有するものというべきであるから、本件保険契約は、賠償義務者が賠償義務を負う損害はすべて保険金によるてん補の対象となる（ただし、免責事由があるときはてん補されない。）との意思で締結されたものと解するのが相当である。

(6) 最一判平成18年3月30日 最高HP 平成17（受）1628損害賠償請求事件（棄却）
交通事故によって死亡した被害者の遺族が、自動車損害賠償責任保険の保険会社から自動車損害賠償保障法16条の3第1項が規定する支払基準によって1800万円あまりの支払を受けたところ、支払額以上に損害賠償額が存在するとして同法16条1項に基づいて保険会社に対して損害賠償額の支払を請求した事案において、裁判所は、同法16条の3第1項が規定する支払基準によることなく損害賠償額を算定して支払を命じることができるとした事例。

（理由）

自動車損害賠償保障法16条の3第1項の規定内容からすると、同項が、保険会社に、支払基準に従って保険金等を支払うことを義務付けた規定であることは明らかであって、支払基準が保険会社以外の者も拘束する旨を規定したものと解することはできない。支払基準は、保険会社が訴訟外で保険金等を支払う場合に従うべき基準にすぎない。

いものというべきである。そうすると、保険会社が訴訟外で保険金等を支払う場合の支払額と訴訟で支払を命じられる額が異なることがあるが、保険会社が訴訟外で保険金等を支払う場合には、公平かつ迅速な保険金等の支払の確保という見地から、保険会社に対して支払基準に従って支払うことを義務付けることに合理性があるのに対し、訴訟においては、当事者の主張立証に基づく個別的な事案ごとの結果の妥当性が尊重されるべきであるから、上記のように額に違いがあるとしても、不合理であるとはいえない。

(7) 最一判平成18年3月30日 最高HP

平成17(受)364 建築物撤去等請求事件(棄却) 一国立景観訴訟一

1 良好な景観に近接する地域内に居住する者が有するその景観の恵沢を享受する利益は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。

2 ある行為が良好な景観の恵沢を享受する利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その行為が、刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであるなど、その態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる。

3 直線状に延びた公道の街路樹と周囲の建物とが高さにおいて連続性を有し、調和がとれた良好な景観を呈している地域において、地上14階建てのマンション(高さは最高で43.65m。総戸数353戸)を建築することが、良好な景観の恵沢を享受する利益を違法に侵害する行為に当たるとはいえないとされた事例。

(理由)

本件建物について、建築確認を得た当時、国立市は、条例により景観を保護すべき方を講じておらず、国立市が本件土地に建築できる建築物の高さを20m以下に制限する改正条例を公布・施行した際、本件建物は、いわゆる根切り工事が行われている段階にあり、建築基準法3条2項に規定する「現に建築の工事中の建築物」に当たるものであるから、上記高さ制限の規制は本件建物に及ばない。

本件建物は、日影等による高さ制限に係る行政法規や東京都条例等には違反しておらず、違法な建築物であるということもできない。また、本件建物は、建築面積6401.98auを有する地上14階建てのマンションであって、相当の容積と高さを有する建築物であるが、その点を除けば本件建物の外観に周囲の景観の調和を乱すような点があるとは認め難い。その他、原審の確定事実によっても、本件建物の建築が、当時の刑罰法規や行政法規の規制に違反したり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなどの事情はない。

(8) 最三判平成18年4月18日 最高HP

平成16(受)1147 損害賠償請求事件(破棄差戻)

冠状動脈バイパス手術を受けた患者Aが術後に腸管え死となって死亡した場合において、担当医師にAについて、腸管え死が発生している可能性が高いと診断した上で、直ちに開腹手術を実施すべき注意義務を怠った過失があるとされた事例。

(理由)

平成3年当時の腸管え死に関する医学的知見においては、腹痛が常時存在し、これが増強するとともに、高度のアシドーシスが進行し、腸閉そくの症状が顕著になり、腸管のぜん動運動を促進する薬剤を投与するなどしても改善がなければ、腸管え死の発生が高い確率で考えられていたというのであるから、これらの症状を呈していたAについて担当医師は、腸管え死が発生している可能性が高いと診断すべき義務があった。

また、平成3年当時の腸管え死に関する医学的知見においては、腸管え死の場合には、直ちに開腹手術を実施し、え死部分を切除しなければ、救命の余地はなく、さらに、え死部分を切除した時点で、他の臓器の機能がある程度維持されていれば、救命の可能性があり、他の臓器の機能全体が既に低下していれば、救命は困難であるとされていたというのであるから、開腹手術の実施によってかえって生命の危険が高まるために同手術の実施を避けることが相当といえるような特段の事情が認められる場合でない限り、Aの術後を管理する医師としては、腸管え死が発生している可能性が高いと診断した段階で、確定診断に至らなくても、直ちに開腹手術を実施すべきであり、さらに、開腹手術によって腸管え死が確認された場合には、直ちにえ死部分を切除すべきであった。本件では、開腹手術の実施によってかえって生命の危険が高まるために同手術の実施を避けることが相当といえるような特段の事情があったとは考えられない。

(9) 大阪高判平成16年9月27日 判タ1189号275頁

平成15年(ネ)第3590号 損害賠償請求控訴事件, 変更・上告, 上告受理申立(後訴え取下)

Xは、宝塚市所在の土地建物の売買契約を締結しその所有権を取得したが、その直後に、本件建物はその西側隣人Aとのトラブルにより居住の用に耐えないことが判明したとして、売主Y1、Y2及びその仲介業者Y3に対し、YらはXに対する説明義務違反等による損害賠償請求訴訟を提起した事案において、Y1は契約締結の際にXから「同じ子供を持つ親として聞いておきたいのですが、近隣の環境に問題はありますか。」などと尋ねられたにもかかわらず「全く問題ありません。」と答えた等、売主に至る経過やAとのトラブルの内容が詳細に認定されたうえで、Y1について、売主が買主から直接の説明を求められ、かつ、その事項が購入希望者に重大な不利益をもたらすおそれがあり、その契約締結の可否の判断に影響を及ぼすことが予想される場合には、売主は、信義則上当該事項について買主を誤信させるような説明をすることは許されないとし、Y1の契約締結の場での説明はAとの間に全く問題が生じていないという誤信をXに生じさせたと判断し(Y2については、契約締結の場にいなかったことから説明義務違反が否定された)、Y3についても、Aが迷惑行為を行う可能性が高くその程度も著しいなど、購入者が当該建物において居住するのに支障をきたすおそれがあるような事情について客観的事実を認識した場合には、その事実を説明する義務を負うとし、XのY1及びY3に対する請求が一部認容された。

(10) 大阪高決平成17年5月20日 判時1919号107頁

平成16年(ワ)990号, 市町村長の処分に対する不服申立許可審判に対する抗告事件

夫の保存精子を第三者から譲り受けた卵子による代理懐胎の事案について、法例17条1項で定められる準拠法によっては、嫡出親子関係の成立を肯定することはできないから、同法18条1項で定まる準拠法により、更に、親子関係の成立の有無を判断すべきである。そして、同項前段によれば、嫡出に非ざる子の親子関係のうち母との親子関係については、出生当時の母の本国法によるとされている。そうすると、本件親子関係の有無は、抗告人の本国法である日本法によって定められることになる。

わが国においては、母子関係の有無を決する基準について、これを明定する法律の規定はないが、従前から、母子関係の有無は分娩の事実により決するのが相当であると解されてきた（最高裁昭和37年4月27日第二小法定判決・民集16巻7号1247頁参照）。

そうすると、本件子らを分娩したのは抗告人でないことは明らかであるから、日本法に準拠する限り、抗告人と本件子らとの間に母子関係を認めることはできない。

(11) 東京地判平成17年9月27日 判時1917号101頁

平成16年（ワ）第18202号 損害賠償請求事件（一部認容、一部棄却、確定）

わが国のファッションの向上を図るために各種活動を行うことを目的とする財団法人が、東京の最先端のストリートファッションを紹介する目的で、公道を歩いていた原告の写真が無断で撮影し、承諾なくウェブサイトに掲載したところ、同写真が2ちゃんねるの掲示板サイトやその他の第三者のサイトに複製されて公開され、原告に対する誹謗中傷が繰り返された事案において、

1 本件写真は、全身像に焦点を絞り、その容貌もはっきり分かる形で大写しに撮影されたものであり、被写体となった原告に強い心理的負担を覚えさせるものであって、撮影及び掲載行為は原告の肖像権の侵害にあたる、

2 公共の利害に関する事項と密接な関係があり、専ら公益を図る目的で行われているが、事前に原告の承諾を得ないまま撮影・掲載したものであるなど、その方法が目的に照らし相当なものではなく、違法性は阻却されない、

3 撮影・掲載行為と第三者らによる誹謗中傷との間に相当因果関係は認められない、
として、肖像権侵害の慰謝料及び弁護士費用として35万円の支払が認められた事例。

(12) 神戸地判平成17年5月31日 判時1917号123頁

平成16年（ワ）第481号 損害賠償請求事件（一部認容、一部棄却、控訴）

交通事故の被害者が植物状態になった場合において、加害者に対して損害賠償請求することを念頭に置いて弁護士が成年後見人に選任され、同弁護士が加害者に対して損害賠償を請求する訴えを提起し、訴訟を進行した事案において、弁護士が成年後見人に選任された経緯を踏まえ、不法行為の被害者が自己の権利擁護のため訴えを提起することを余儀なくされて訴訟進行を弁護士に委任した場合の弁護士費用と同様に、成年後見人報酬も交通事故により生じた損害として加害者に負担させることが相当として、成年後見人報酬として金700万円の損害が計上された事例。

(13) 東京地決平成17年7月19日 判時1918号22頁

平成15年（借子）3047号（甲事件）・同16年（借子）3049号（乙事件）競売に伴う賃借権譲受許可申立事件（甲事件）建物及び土地賃借権譲受申立事件（乙事件）（認容）

一棟の建物であるマンションの一室を所有（本件区分所有権）し、かつ、Yとの間でマンションの敷地を賃借（本件賃借権）していたAが、建替え決議に反対するなどしたことから、臨時総会の招集者であるXが、区分所有法63条4項に基づく売渡請求権を行使して、本件区分所有権及び本件賃借権を取得したが、Yから本件賃借権の譲渡の承諾を得ることができなかった。そこで、Xは、売渡請求権の行使により賃借権を取得した場合に、借地借家法20条が類推適用されると主張して譲渡許可の申立てをした。これに対し、Yは、これを争うとともに、同条が類推適用される場合に備えて、同条2項、19条3項の類推適用による介入権を申し立てた。

本決定は、区分所有法に基づく売渡請求権の行使の場合も、譲渡人の意思に関わりなく賃借権が譲渡される点において、借地借家法20条の「競売又は公売」と同様であることなどを根拠として、同条の類推適用を認めた上で、売渡請求権を行使した者に同条の類推適用を認める以上、介入権の行使のみを否定する理由はないことなどを根拠として、借地権設定者による介入権の行使を認め、Xによる譲渡許可の申立ては当然に失効したとして、XからYに対する本件区分所有権及び本件賃借権の譲渡等を命じた。

(14) 東京地判平成17年10月31日 金法1767号37頁

平成16年（ワ）第4334号 保証債務請求事件

銀行との間で締結された包括根保証契約については、保証契約締結に至った事情、当該取引の業界における一般的慣行、債権者と主たる債務者との取引の具体的態様、経過、債権者が取引にあたって債権確保のために用いた注意の程度、その他一切の事情を斟酌し、信義則に照らして合理的な範囲に保証人の責任を制限すべきものと解するのが相当である。本件においては、銀行は個別保証を徴求するか、保証意思の確認をすべきであったにもかかわらず行っていないし、銀行に債権保全上いささか軽率な点があったことは否定しえないし、その他判示事情に鑑みると、銀行が保証人に対して保証債務の履行を請求すること自体を信義則に反するとまで評価することはいささか躊躇せざるを得ないが、保証人にその責任を全額について認めるのは適当ではなく、貸付残債権の元本額の40パーセントに相当する2200万円をもって負担すべき責任額とするのが相当である。

【商事法】

(15) 最二判平成18年4月10日 最高HP

平成15（受）115 損害賠償請求事件（破棄差戻）一蛇の目事件代表訴訟一

1 いわゆる仕手筋として知られるAが蛇の目ミシン工業（B社）の株式を暴力団の関連会社に売却するなどB社の取締役であるYらを脅迫した場合において、Aの要求に応じて300億円を交付することを提案し又はこれに同意したYらの過失を否定することができないとされた事例。

(理由)

Aには当初から融資金名下に交付を受けた約300億円を返済する意思がなく、Yらにおいてこれを取り戻す当てもなかったのであるから、同融資金全額の回収は困難な状況にあり、しかも、B社としては金員の交付等をする必要がなかったのであって、上記金員の交付を正当化すべき合理的な根拠がなかったことが明らかである。

Yらは、Aの言動に対して、警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような状況にあったということではできないから、Yらの行為について、やむを得なかったものとして過失を否定することはできない。

2 会社から見て好ましくないと判断される株主が株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、株主の権利の行使に関し利益を供与する行為に当たる。

(16) 最三判平成18年4月11日 最高HP

平成14(受)1358 保険金引渡請求事件(破棄自判)

団体定期保険(Aグループ保険)に基づいて被保険者である従業員の死亡により1人当たりの保険金各自約6000万円を受領しながら、社内規程に基づいて各自約1000万円の給付を行ったところ、死亡した従業員の遺族らが、会社に対して支払われた保険金の全額に相当する金員の支払を求める事案において、「本件保険契約が公序良俗違反とならないためには、保険金の全部又は一部、少なくとも、死亡時給付金として社会的に相当な金額に満つるまでの額を、遺族補償として支払う必要がある。」とした原審の判断に違法があるとされた事例。

(理由)

1 団体定期保険契約は、他人の死亡により保険金の支払を行うものであるところ、他人を被保険者とする生命保険は、保険金目当ての犯罪を誘発したり、いわゆる賭博保険として用いられるなどの危険性があることから、商法は、これを防止する方策として、被保険者の同意を要求することとする(674条1項)一方、損害保険における630条、631条のように、金銭的に評価の可能な被保険利益の存在を要求するか、保険金額が被保険利益の価額を超過することを許さないといった観点からの規制は採用していないことにも照らすと、死亡時給付金として会社から遺族に対して支払われた金額が、本件各保険契約に基づく保険金の額の一部にとどまっても、被保険者の同意があることが前提である以上、そのことから直ちに本件各保険契約の公序良俗違反をいうことは相当でない。

2 また、会社が、団体定期保険の本来の目的に照らし、保険金の全部又は一部を社内規定に基づく給付に充当すべきことを認識し、そのことを本件各生命保険会社に確約していたとしても、社内規定に基づく給付額を超えて死亡時給付金を遺族等に支払うことを約したなどと認めるべき根拠となるものではない。

(17) 東京地判平成17年11月17日判時1918号115頁 平成17年(ワ)2406号 保険契約者名義変更承認請求請求事件(棄却 控訴)

Y保険会社との間で、被保険者X、死亡保険金3000万円とする保険契約を締結していたXが、訴外A会社に対し、本件生命保険契約者の地位を代金849万円で譲渡し、その後Yに対して譲渡について同意を求めたが、Yがこれを拒否したため、Yには同意を拒否すべき正当な利益はないなどとして、訴えを提起したケース。

本判決は、本件保険約款では、「保険契約者は、Yの同意を得て、保険契約上の一切の権利・義務を第三者に承継させることができる」と規定しているが、右約款は、右承継をするか否かの判断を、原則として、保険者の裁量に委ねており、法令の規定や特別の約定のない限り、保険者に承諾を義務づけるものではなく、本件保険契約上の地位の譲渡について、保険者の承諾を義務づけるような法令の規定や特別な約定はないとし、他方、本件生命保険譲渡は、生活困窮にあるXにとって必要な資金を取得する手段として一定の有効性のあることは否定できないが、Yが保険契約者の地位を売買取引の対象とすることの危険性を危惧し、本件生命保険譲渡に同意しないと判断をしたことについて、これを直ちに不当といい難く、Yが右同意を拒否することが、Yの有する裁量権を逸脱して権利の濫用に当たるとまでいうことはできないなどと判示して、Xの請求を棄却した。

【知的財産】

(18) 最二判平成17年7月11日判タ1189号185頁 平成15年(行ヒ)第353号 審決取消請求事件(上告棄却)

→法務速報51号25番にて紹介済み。

(19) 最一判平成17年7月14日 判タ1189号181頁

平成16年(行ヒ)第4号 審決取消請求事件(破棄自判)

→法務速報56号17番にて紹介済み。

(20) 最二判平成17年7月22日 判タ1189号177頁

平成16年(行ヒ)第343号 審決取消請求事件(破棄差戻)

→法務速報52号16番にて紹介済み。

(21) 知財高判平成18年4月12日 裁判所HP

平成17(行ケ)10507号 特許権 審決取消請求事件

発明の進歩性(特許法第29条第2項)を満たすとして特許の無効審判について審判請求は成り立たないとされた審決に対して取消しが求められた事案につき、審決では明確にされず、本訴において当事者が主張し合った問題を本判決の判断材料とした事案。

審決は、本件発明を構成する要件(構成A、構成1-4)のすべてについて、引用発明との一致点・相違点の認定をしたものではなく、構成Aのみを相違点として認定し、この点で容易に想到(進歩性を満たす)としたのである。しかし、相違点である構成A1についての審決の判断には誤りがあり、このような場合には、他に相違点はないのか、その相違点は想到容易かという点が問われるところ、審決は、この点を明確にしていなかったため、原告らと被告らは本訴において構成1-4をめぐる主張し合った。このよう

な状況下において、当事者が主張し合った構成1-4の問題を本判決の判断対象とすべきか否かについては、異論の余地はあり得るが、いずれにしても、構成Aと構成1-4との関係（構成Aは、構成1-4を前提とするものであり、構成1-4と関連するものであること）に照らせば、構成Aが想到容易である以上、構成1-4に想到することについても、当業者にとって容易であるとみられるので、審決は、本件発明の進歩性についての認定判断を誤ったものといわざるを得ない。

(22) 知財高判平成18年4月17日 裁判所HP
平成17(行ケ)10771 特許権（審決取消）

訂正審判請求事件の係属中に当該特許権を無効にする審決が確定した場合には、無効審決の確定によって当該特許権は初めから存在しなかったものとみなされ（法125条）、訂正審判はその目的を失うことになるので、訂正審判請求は不適法となると解するを相当とする（最高裁昭和59年4月24日第三小法廷判決・民集38巻6号653頁参照）。原告は、無効審決が確定した後、訂正審判請求を行うことによる法律上の利益として、訂正を認める審決を得れば確定した無効審決につき再審請求をすることができるといふ利益がある旨主張するが、再審は紛争解決制度の中における例外的な救済制度であること等に照らし、原告主張の利益をもって法律上の利益と解することはできない。

(23) 東京地判平成18年2月24日 裁判所HP
平成17(ワ)5649 不正競争 民事訴訟事件

原告医薬品のカプセル等の色彩及び形態に類似するジェネリック医薬品を製造、販売する被告の行為は不正競争防止法2条1項1号に該当すると主張して同法3条に基づき差止め等を求めた事案につき、ジェネリック医薬品も不正競争防止法2条1項1号の要件を満たし得ることを付言した事案。

本件については、口頭弁論終結日においても、損害賠償請求日以降の時点においても、原告形態が原告商品と密接に結びつき、原告商品を見ればそれだけで原告の商品であると判断されるようになったものとまで認めることはできず、原告形態が原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているということとはできない。ただし、医療用医薬品も商取引の対象となる商品であることに変わりはないから、ジェネリック医薬品につき、先発医薬品に類似した外観を採用することは、不正競争防止法の観点からは、決して望ましいことではない（ジェネリック医薬品受入れの心理的障害の除去等のために、ジェネリック医薬品につき先発医薬品に類似した外観を許容する実務慣行の成立は認定できないものである。）。したがって、医療用医薬品であっても、形態の独自性の程度が高く、形態の類似するジェネリック医薬品に対し速やかに販売差止め等の法的処置を執った等の要件が整えば、医薬品の取り違えから生ずる健康被害を防止するため販売名等の確認が不可欠とされている点を併せ考慮しても、不正競争防止法2条1項1号の要件を満たすことは十分あり得ることを付言する。

(24) 東京地判平成18年3月31日 裁判所HP
平成15(ワ)29709 著作権 損害賠償

本件各教科書に掲載されている本件各著作物が本件国語テストに利用されることは、当然のこととして予測されるものであるから、本件国語テストについて、いかなる著作物を利用するかということについての秘密性は存在せず、著作物の複製について、あらかじめ著作権者の許諾を受けることが困難であるような事情が存在するということとはできないので、被告らが本件各著作物を本件国語テストに複製することは、著作権法36条1項所定の「試験又は検定の問題」としての複製に当たるものではなく、被告らの上記行為は、原告らの複製権を侵害するものである、として10%の料率を認定した。

【民事手続】

(25) 最二判平成17年11月11日 判時1919号103頁
金法1768号44頁 平成17年(許)22号、担保不動産競売申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件
→法務速報55号22番にて紹介済み。

(26) 最一判平成17年11月24日 判時1918号12頁、金法1766号
平成15年(受)278号 配当異議事件 破棄自判
→法務速報56号23番にて紹介済み。

(27) 最二決平成18年4月14日 最高HP
平成17(許)33 転付命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件（破棄自判）

委任者が委任事務の処理のために受任者たる弁護士に交付した前払費用についての返還請求権は、当該委任事務の終了前においては、券面額を有するものとはいえず、被転付適格を有しない。

（理由）

民法649条の規定する前払費用は、委任事務の処理のための費用に充てるものとして交付されたものであるから、受任者が委任事務を処理するために費用を支出するたびに当該費用に充当されることが予定されており、受任者は、当該委任事務が終了した時に、前払費用から支出した費用を差し引いた残金相当額を委任者に返還すべきこととなる。したがって、委任者の受任者に対する上記前払費用についての返還請求権は、当該委任事務の終了時に初めてその債権額が確定するものというべきである。

(28) 大阪高決平成17年7月6日 判時1918号17頁
平成17年(ラ)367号 仮差押取消決定に対する保全抗告事件（抗告棄却 確定）

同一の交通事故により双方当事者に損害賠償債権が発生したケースにおいて、保険会社が、保険代位によって得た保険契約者の損害賠償債権に基づき、他方当事者の損害賠償債権に対して仮差押えの申立てを行い、一旦は仮差押えが認められたが、保全異議の申立てがなされたところ、仮差押命令が取り消され、仮差押命令の申立てが却

下された。このケースにおいて、保全抗告がなされ、仮差押えの可否が争われた。

本決定は、双方過失に起因する同一の交通事故によって生じた損害賠償債権については、保険会社は、民法509条の「その債務者」に該当すると解するのが相当であるから、保険会社が保険代位により得た保険契約者の損害賠償債権に基づき、他方の損害賠償債権を差し押さえることは、民法509条の規定を潜脱するものであって許されないなどとして、仮差押命令を取り消し、仮差押命令の申立てを却下した原決定は相当であると判示した。

(29) 東京高決平成17年9月7日 判タ1189号337頁
平成17年(ウ)第1060号 債権仮差押命令申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却・確定)
→法務速報52号28番にて紹介済み。

【刑事法】

(30) 最二決平成17年7月4日 判タ1189号192頁
平成17年(シ)第125号 控訴申立て棄却決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件(上告棄却)
→法務速報51号52番にて紹介済み。

(31) 最三決平成17年7月22日 判タ1189号189頁
平成16年(あ)第2554号 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反、出入国管理及び難民認定法違反被告事件(上告棄却)
→法務速報52号29番にて紹介済み。

(32) 最三決平成17年11月8日 判時1917号155頁
平成15年(あ)第163号 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(上告棄却)
→法務速報55号29番にて紹介済み。

(33) 最二決平成17年11月15日 金法1767号33頁, 判時1917号157頁
平成14年(あ)第1396号 公正証書原本不実記載, 同行使被告事件等
株式を譲渡担保に供した場合の株主共益権の帰属については、その株式の内容、譲渡担保契約に至る経緯、契約の内容等諸般の事情を考慮して、契約当事者の合理的な意思解釈によって決すべきである。本件は、定款に株式譲渡制限の定めのある非上場会社の一人株主が、その所有する全株式を同社の債務の担保のため譲渡担保に供したものであるが、本件契約に至る経緯、契約内容等に照らせば、譲渡担保の設定に伴い、契約当事者間において、株主共益権を債権者に帰属させるための合意があったものと認められる。そうすると、譲渡担保に供した後に、債権者の関与なく、同社の役員解任及び選任の株式会社変更登記申請をし、同社の商業登記簿の原本にその旨の記載をさせる行為は、公正証書原本不実記載罪に該当する。

(34) 最一決平成17年12月13日 金法1767号29頁, 判時1919号176頁
平成17年(あ)第204号 電磁的公正証書原本不実記載, 同供用被告事件
A社がB社に融資し、B社はこの資金でC社に債務返済し、C社はこれによって得た資金でA社の実質的支配下にあったD社に融資し、この資金でD社がA社の新株の払込みをするなどした本件事案は、その実質をみると、A社がD社に間接的に融資したものであり、A社の資金が回り回ってD社に移動しただけであって、本件払込みは、A社の資金によりされたものにほかならない。しかも、A社は、B社に対して貸金債権を取得しているが、本件においては、D社が返済をしない限りA社はB社に返済を求められないことになっており、かつ、D社には債務を弁済する能力がなかったから、A社のB社に対する債権は実質的な資産と評価することができない。それゆえ、本件払込みは、株式の払込みとしての効力を有しないものといわざるを得ないから、A社の商業登記簿謄本の原本である電磁的記録に増資の記録をする行為は電磁的公正証書原本不実記載罪に該当する。

(35) 最一判平成18年3月23日 最高HP
平成15(オ)422 損害賠償請求事件(破棄自判)

1 監獄法46条2項と憲法21条、14条1項、監獄法46条2項は、その文言上は、特に必要があると認められる場合に限り受刑者と親族でない者との間の信書の発受を許すものとしているようにみられるが、上記信書の発受の必要性は広く認められ、受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限り、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまると解するのが相当であり、したがって憲法21条、14条1項に違反するものでない。

2 刑務所長が受刑者の新聞社あての信書の発信を不許可としたことが国家賠償法1条1項の適用上違法となるとし、国に対し金1万円の慰籍料の支払を命じた事例。

(理由)

熊本刑務所長は、受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は特に必要があると認められる場合に限り許されるべきものであると解した上で、本件信書の発信については、その必要性も認められないと判断して、これを不許可としたものであるから、同刑務所長が、本件信書の発信を許すことにより、同刑務所内の規律及び秩序の維持、上告人を含めた受刑者の身柄の確保、上告人を含めた受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があるかどうかについて考慮しないで、本件信書の発信を不許可としたことは明らかである。しかも、本件信書は、国会議員に対して送付済みの本件請願書等の取材、調査及び報道を求める旨の内容を記載した新聞社あてのものであったというのであるから、本件信書の発信を許すことによって熊本刑務所内に上記の障害が生ずる相当のがい然性がある

ということができないことも明らかである。そうすると、熊本刑務所長の本件信書の発信の不許可は、裁量権の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用したものと見て監獄法46条2項の規定の適用上違法であるのみならず、国家賠償法1条1項の規定の適用上も違法というべきである。

(36) 東京高判平成17年3月23日 判タ1189号152頁
平成16年(ウ)第3308号 業務上過失傷害被告事件(控訴棄却・確定)

A国大使館の日本人事務職員である被告人が犯した業務上過失傷害被告事件(A国大臣とその家族をマイカーに同乗させて宿泊先のホテルに送り届け、その帰宅途中、交差点で交通事故を起こした)について、いわゆる外交特権として、被告人が刑事裁判権の免除を享有するか否かが争点となった事例において、外交関係に関するウィーン条約38条2項により外交職員以外の使節団の職員で接受国の国民である者が享有する免除等は、条約上又は国際慣習法上の権利としての免除ではなく、接受国が施策として認める範囲の免除等に限られるとしたうえで、基本的には、刑事裁判権の免除等の国民の権利義務に直接かかわる事項は、憲法の精神に照らして法律等の定めによって明らかにされるべき事項であるとの見地から、そのような定めが我が国にない場合には、国内法上、免除等を一切認めないという施策を国として採っているものと解するのが刑事裁判権の及び刑事手続の公正さという観点から見ても相当であるとして、現在の我が国にはそのような刑事裁判権の免除を認める法律等の定めはないから、被告人は刑事裁判権の免除を享有することはないと判断された。

(37) 秋田地大館支判平成17年7月19日 判タ1189号343頁
平成17年(ワ)第26号 公務執行妨害、傷害被告事件、有罪・確定

被告人が、銀行支店においてキャッシュカードの再発行手続にあたり銀行員から手数料を請求されたことに憤慨し、同支店内で怒号を発するなどし、銀行員の通報を受け臨場した警察官から任意同行を求められた際、同警察官の顔面を殴打して傷害を負わせたとして、公務執行妨害罪、傷害罪に問われた事案において、警察官が被告人に職務質問を行ったことは警職法2条1項により適法であるが、任意同行を求めたことは、その場で質問することが被告人に対して不利であり、交通の妨害となるとは認めがたいとして同条2項の要件を満たさないとされたが、本判決では警察法2条1項が掲げる個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧という警察の責務を全うするために必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り一般的に許容され、同諸活動の一環として任意同行が許容される場合もあり得るとし、本件では上記現場に被告人を放置すれば当該支店の業務妨害等の犯罪に発展するおそれなしとしない状況にあり、警察官が被告人の態度を鎮静化させて事態の収束を図り、犯罪発生を未然に防止することなどを目的として警察署への任意同行を求めたことは、同項の趣旨に照らし適法であるとされた。

【公法】

(38) 最一判平成17年7月14日 判タ1189号157頁
平成13年(行ヒ)第348号 公文書非公開決定処分取消請求事件(一部上告棄却、一部上告却下、一部破棄自判、一部破棄差戻)
→法務速報51号67番にて紹介済み。

(39) 最二判平成17年10月28日 判時1919号98頁
平成14年(行ヒ)144号 損害賠償請求事件
→法務速報55号34番にて紹介済み。

(40) 最一判平成17年11月17日 判時1917号25頁
平成15年(行ヒ)第231号 損害賠償代位請求事件(破棄差戻)
→法務速報55号39番にて紹介済み。

(41) 最二判平成17年12月19日 金法1768号41頁
平成15年(行ヒ)第215号 法人税更正処分取消請求事件
→法務速報57号37番にて紹介済み。

(42) 最三判平成18年3月28日 最高HP
平成15(行ツ)第202号 滞納処分取消請求事件(棄却)
農作物共済に係る共済掛金及び賦課金の具体的決定を農業共済組合の定款又は総会若しくは総代会の議決にゆだねている農業災害補償法の規定は、憲法84条の趣旨に反しない。(理由)
農業災害補償法の規定は、共済掛金及び賦課金の具体的な決定を農業共済組合の自治にゆだね、その組合員による民主的な統制の下に置くものとしたものであって、その賦課に関する規律として合理性を有するものといえることができる。以上は、最高裁判平成12年(行ツ)第62号、同年(行ヒ)第66号同18年3月1日大法廷判決・民集60巻2号登載予定の趣旨に徴して明らかである。

(43) 東京高判平成17年2月9日 判時1917号29頁
平成16年(ネ)第3752号 損害賠償請求控訴事件(原判決取消・請求棄却、控訴棄却、上告)

最高裁判所裁判官会議規程8条は「裁判官会議の議事録のうち、意見表明や議論等、議事の過程が記載されている部分及びこれを推知させる部分について公にしない趣旨を含むものと解すべきであり、当該部分は情報公開法5条5号が定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当にそなわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」に該当する」として、不開示措置の違法を一切認めず原判決を取り消して請求をすべて棄却した事例。

(44) 東京地判平成16年6月24日 判時1917号29頁
平成14年(ワ)第10752号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却)
最高裁判所の裁判官会議の議事録に対する開示の申し出を拒絶した不開示措置の違

法を理由とする国家賠償請求がなされた事案において、最高裁判所裁判官会議を非公開とする旨の同裁判官会議規程8条の趣旨につき、「裁判官会議の議事録のうち議事過程等部分をおよそ非公開とする趣旨を含むものと解することはできず、同部分の情報公開法5条5号所定の不開示情報にも当たらない」として、不開示措置の一部の違法を認め請求が一部認容された事例。

【社会法】

(45) 最三判平成18年3月28日 最高HP
平成15(受)第1099号 解雇無効確認等請求事件(破棄自判)

使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇期間中に他の職に就いて利益(以下「中間利益」という。)を得たときは、使用者は、当該労働者に解雇期間中の賃金を支払うに当たり中間利益の額を賃金額から控除することができるが、上記賃金額のうち労働基準法12条1項所定の平均賃金の6割に達するまでの部分については利益控除の対象とすることが禁止されているものと解するのが相当である。したがって、使用者が労働者に対して負う解雇期間中の賃金支払債務の額のうち平均賃金額の6割を超える部分から当該賃金の支給対象期間と時期的に対応する期間内に得た中間利益の額を控除することは許されるものと解すべきであり、上記中間利益の額が平均賃金額の4割を超える場合には、更に平均賃金算定の基礎に算入されない賃金(同条4項所定の賃金)の全額を対象として利益額を控除することが許される(最高裁昭和36年(オ)第190号同37年7月20日第二小法廷判決・民集16巻8号1656頁、最高裁昭和59年(オ)第84号同62年4月2日第一小法廷判決・裁判集民事150号527頁参照)。

(46) 最三判平成18年3月28日 最高HP
平成16(オ)第136号 損害賠償請求事件(棄却)

1 旭川市介護保険条例が、介護保険の第1号被保険者のうち生活保護法6条2項に規定する要保護者で市町村民税が非課税とされる者について、一律に保険料を賦課しないものとする旨の規定又は保険料を全額免除する旨の規定を設けていないことは、憲法14条、25条に違反しない。

(理由)

介護保険法142条は、市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる旨を規定し、これを受けて、本件条例12条1項、13条1項は、第1号被保険者等が災害等により著しい損害を受けるなどした場合における保険料の徴収猶予及び減免を規定している。

そして、生活保護受給者については、生活扶助として介護保険の保険料の実費が加算して支給され(生活保護法11条1項1号、12条、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1の第2章9)、介護扶助として所定のサービスを受けることができるものとされている(同法11条1項5号、生活保護法(平成17年法律第77号)による改正前のもの)15条の2)など、低所得者に対して配慮した規定が置かれているのであり、また、介護保険制度が国民の共同連帯の理念に基づき設けられたものであること(介護保険法1条)にかんがみると、本件条例が、介護保険の第1号被保険者のうち、生活保護法6条2項に規定する要保護者で地方税法(平成16年法律第17号)による改正前のもの)295条により市町村民税が非課税とされる者について、一律に保険料を賦課しないものとする旨の規定又は保険料を全額免除する旨の規定を設けていないとしても、それが著しく合理性を欠くということとはできないし、また、経済的弱者について合理的な理由のない差別をしたものということとはできない。以上は、最高裁昭和37年(オ)第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁、最高裁昭和51年(行ツ)第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁の趣旨に徴して明らかである。

2 介護保険法135条の規定による介護保険の第1号被保険者の保険料についての特別徴収の制度は、憲法14条、25条に違反しない

(理由)

特別徴収の制度は、市町村における保険料収納の確保と事務の効率化を図るとともに、介護保険の第1号被保険者の保険料納付の利便のために導入されたものである。上記の特別徴収の対象となるのは、国民年金法による老齢基礎年金等の老齢退職年金給付であって(介護保険法131条)、その年額が18万円以上のものである(同法134条1項1号、介護保険法施行令41条)。老齢基礎年金等の公的年金制度は、老後の所得保障の柱としてその日常生活の基礎的な部分を補うことを主な目的とするところ、介護保険の第1号被保険者の保険料は、高齢期の要介護リスクに備えるために高齢者に課されるものであり、その日常生活の基礎的な経費に相当するといえることができる。そして、一定額を下回る老齢退職年金給付を特別徴収の対象としていないことを踏まえれば、老齢退職年金給付から上記保険料を特別徴収することが、上記公的年金制度の趣旨を没却するものということとはできない。また、特別徴収の対象は、公租公課禁止規定(国民年金法25条)の趣旨に配慮して、同法による老齢基礎年金及びこれに相当する年金とされている。したがって、上記の特別徴収の制度は、著しく合理性を欠くということとはできないし、経済的弱者を合理的な理由なく差別したものではないから、憲法14条、25条に違反しない。以上は、最高裁昭和37年(オ)第1472号同39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁、最高裁昭和51年(行ツ)第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁、最高裁昭和33年(ア)第1413号同37年2月21日大法廷判決・刑集16巻2号107頁、最高裁昭和31年(ア)第1071号同37年2月28日大法廷判決・刑集同号212頁の趣旨に徴して明らかである。

(47) 最三判平成18年4月18日 最高HP
平成15(受)第723号 賃金支払請求事件(破棄自判)

時限ストライキ等の争議行為のため受注を返上せざるを得なくなったことなどにより損害を被った生コンクリート製造販売業者がしたロックアウトが、争議行為に対する対抗防衛手段として相当であり、使用者の正当な争議行為と認められ賃金支払義務を免れるとされた事例。

(理由)

使用者のロックアウトが正当な争議行為として是認されるかどうかは、個々の具体的な労働争議における労使間の交渉態度、経過、組合側の争議行為の態様、それに

よって使用者側の受ける打撃の程度等に関する具体的諸事情に照らし、衡平の見地からみて労働者側の争議行為に対する対抗防衛手段として相当と認められるかどうかによってこれを決すべきである（最高裁昭和44年（オ）第1256号同50年4月25日第三小法廷判決・民集29巻4号481頁、最高裁昭和51年（オ）第541号同55年4月11日第二小法廷判決・民集34巻3号330頁、最高裁昭和53年（行ツ）第29号同58年6月13日第二小法廷判決・民集37巻5号636頁参照）。

本件時限ストライキは、いずれも比較的短時間であったが、使用者が当日の受注を返上したところ合いを見計らって解除するという態様で6回にわたり繰り返された。使用者は、取引慣行上、その日の受注を全部返上するなどして、終日、事実上休業の状態にせざるを得なかったため、労働者の提供した労務は、ストライキにより就労しなかった時間に係る減額後の賃金にも到底見合わないものであり、かえって使用者に賃金負担による損害を被らせるだけのものであった。そして、使用者は、本件争議行為が開始された後は、受注が減少して資金繰りが著しく悪化し、納入先の信用も損なわれたというのであるから、本件争議行為によって使用者が被った損害は、その規模等からみて甚大なものであった。また、本件争議行為におけるB労組の要求は、その及ぶ賃上げ並びに一時金及び割増賃金の支払を求めるというものであり、使用者とC労組との合意を覆すものであるところ、B労組の従業員は、上記合意の当時は皆C労組に属していたのであるから、労使間の信義の見地からみて相当な交渉態度とはいえない。

2. 4月の成立法令一覧

種類 提出回次 番号
議案件数

- ・衆法164 10
執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 行猶予者の転居や7日以上（改正前は一箇月）の旅行に許可が必要とする改正
- ・衆法164 12
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 地震防災緊急事業に係る国の負担・補助の有効期限を成23年3月31日までにする改正
- ・閣法 163 9
独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 独立行政法人情報通信研究機構法の組織・業務・罰則等を規程する法律
- ・閣法 164 4
平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
・ ・ ・ 財政収支状況を鑑み公債発行のための予算を捻出する諸措置を規定する法律
- ・閣法 164 5
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合する改正
- ・閣法 164 6
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律
・ ・ ・ 製造業の国際競争力の強化のため忠企業に特定研究開発等計画の認定をし、また中小企業関連諸法の実効的な改正を規定する法律
- ・閣法 164 7
独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館を「特定」でない独立行政法人とする改正
- ・閣法 164 8
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律
・ ・ ・ 廃止期限到来に伴い同二法を廃止するための関連諸法の経過措置等を規定した法律
- ・閣法 164 9
工業再配置促進法を廃止する法律
・ ・ ・ 同法廃止し関連諸法の文言を改める法律
- ・閣法 164 10
独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律
・ ・ ・ 国交省が管轄する独立行政法人の統廃合・業務の移行を規定する法律
- ・閣法 164 11
運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 運輸事業者に対する安全管理規程の作成・届出義務及び踏切道の改良に係る補助措置の期間を延長する等の改正
- ・閣法 164 12
宅地造成等規制法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 知事による造成宅地防災区域の指定や保安上危険な建築物に貸付金の限度額を設ける住宅金融公庫法の改正等を定めた法律

・ 閣法 164 13
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 判事及び判事補の並びに裁判官以外の裁判所の職員の定員を微増員する改正

・ 閣法 164 14
所得税法等の一部を改正する等の法律
・ ・ ・ 所得税の税率構造や定率減税の廃止を始めとする所得税法全般に関わる改正

・ 閣法 164 15
独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律
・ ・ ・ 文科省が管轄する独立行政法人の統廃合・業務の移行を規定する法律

・ 閣法 164 16
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律
・ ・ ・ 公立義務教育諸学校教職員の給与等に要する経費の国庫負担率を引下げる等の改正

・ 閣法 164 17
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 児童手当の国庫負担率を一定割合で引下げる改正

・ 閣法 164 18
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律
・ ・ ・ 厚労省が管轄する独立行政法人の統廃合・業務の移行を規定する法律

・ 閣法 164 19
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律
・ ・ ・ 農水省が管轄する独立行政法人の統廃合・業務の移行を規定する法律

・ 閣法 164 21
地方税法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 地方公共団体への税源移譲を行うための個人住民税の税率変更・定率減税の廃止等を始めとする地方税法諸規定の改正

・ 閣法 164 22
地方交付税法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 一般会計から交付税・譲与税配付金特別会計に繰入れる特例や地方交付税の様々な単位費用を改定する法律

・ 閣法 164 24
独立行政法人消防研究所の解散に関する法律
・ ・ ・ 独立行政法人消防研究所を解散と経過措置及び消防法の関連規定を改正する法律

・ 閣法 164 25
通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 労災保険制度との整合性を図るため公務員の災害補償額を障害等級ごとに規定する改正

・ 閣法 164 26
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 地方更生保護委員会の委員の人数の上限を12人から14人に増員する改正

・ 閣法 164 27
関税定率法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 石油製品及び製品アルコール等の関税率の引下げや麻薬類及び知的財産侵害物品等を輸出禁止制度等を規定する改正

・ 閣法 164 35
独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 独立行政法人酒類総合研究所を「特定」でない独立行政法人とする改正

3. 4月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・ 山本爲三郎編 慶應義塾大学出版会 420頁 8400円
新会社法の基本問題

・ 宗田貴行 慶應義塾大学出版会 278頁 3990円

団体訴訟の新展開 . . . ★

・宮田房枝・香取雅夫・五十嵐一徳編著 商事法務 421頁 4830円
日本版LLP実務ハンドブック 設立・運営・会計・税務から他のビークルとの比較まで

・別冊商事法務編集部編 商事法務 383頁 4305円
別冊商事法務 No. 291 平成18年版・新会社法対応 株主総会日程

・清水 響編著 商事法務 370頁 3360円
一問一答不動産登記法等一部改正法 筆界特定

・商事法務編 商事法務 306頁 1260円
会社法関係法務省令集

・日本民事訴訟法学会編 法律文化社 220頁 2625円
民事訴訟雑誌 52号

・高森哉子 法律文化社 260頁 6195円
無権代理と相続

・蓮井良憲・西山芳喜編 法律文化社 280頁 2835円
要説会社法〔第2版〕

4. 4月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・川津博史ほか著 法学書院 144頁 1365円
ガイドブック裁判員制度

・宇賀克也 有斐閣 490頁 3360円
行政法概説Ⅱ 行政救済法

・山口和男 税務経理協会 336頁 2835円
公証役場公正証書活用のすすめ〔5訂版〕

・児矢野マリ 雄信堂高文社 360頁 6930円
国際環境法における事前協議制度 執行手段としての機能の展開

・竹内 朗・鶴巻 暁・田中克幸ほか著 商事法務 335頁 3990円
別冊NBL No. 107 個人情報流出対応にみる実践的リスクマネジメント

・河野正輝 有斐閣 270頁 5670円
社会福祉法の新展開

・斉藤豊治・守屋克彦編著 成文堂 348頁 3885円
少年法の課題と展望 第2巻

・井上正仁 有斐閣 400頁 6090円
強制捜査と任意捜査

・斉藤文男 自治会研究社 96頁 1260円
指定管理者制度と情報公開 ブラックボックスにさせないための条件

・服部 朗 成文堂 364頁 7350円
少年法における司法福祉の展開

・水野忠恒 有斐閣 470頁 7350円
所得税の制度と理論

・東京弁護士会弁護士研修センター編 商事法務 256頁 2730円
弁護士研修講座 平成17年度春季

・東京弁護士会弁護士研修センター編 商事法務 226頁 2730円
弁護士研修講座 平成17年度秋季

5. 発刊書籍<解説>

・団体訴訟の新展開
ドイツの団体訴訟制度について研究を行っている筆者による研究書。本書は10章構成であるが、8章までがドイツにおける不正競争防止法等、関連諸法及び諸制度の紹介と問題点の提起となっている。

最終章において我が国における消費者団体訴訟制度の導入について触れられているが、専門研究者ならではの問題点への着眼で一概に外国制度を導入するのみでは、近年増加する団体訴訟が有利とされる諸事件に対し、必ずしも最良の解決とならないことも読み取れる。

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
